

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

資料5

Ⅰ. 平成26年～令和3年の対応方針において、令和3年（度）以前に「結論を得る」等とされたもの
 ※前回会議（令和4年7月4日）までに結論を報告したものを除く。

○平成30年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等 ① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 30年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|-----------------------|--|--|
| 1 | 指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律） | デジタル庁、財務省、文部科学省、厚生労働省 | <p><平30> 指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。</p> <p><令2> 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和4年夏までに結論を得るとともに、当面の措置として、当該区分の保険者への確認等に係る地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和3年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <p>指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等について、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証への所得区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について引き続き検討し、令和4年夏までに結論を得る予定。</p> <p>また、当面の措置として、地方公共団体から保険者への所得区分照会事務に係る負担軽減に資するよう、確認様式や保険者への送付方法等の簡素化を、関係各所と調整が付き次第行うこととした。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○平成30年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等 ② その他

| No. | 事項 | 関係府省 | 30年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|------------------------------|------|---|---|
| 2 | 行政不服審査法に基づく審理手続の簡素化（行政不服審査法） | 総務省 | <p>地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方については、附則6条に基づき、同法施行後5年を経過した場合の検討のための運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実態、支障等を踏まえた上で、簡易迅速な審理との観点から有識者の意見も踏まえた検討を行い、2021年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <p>令和3年5月28日から、行政法学者で構成される「行政不服審査法の改善に向けた検討会」において、本提案の内容を論点として取り上げ、令和4年1月に最終報告が取りまとめられたところ。</p> <p>検討会における最終報告において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の審査庁による審理手続の実施は、行政不服審査法上の審査請求人に対する手続保障として設けられているものと考えられ、当該手続を行わないこととするのであれば、当該手続に替わる手続保障を担保する必要があると考えられること 情報公開条例に基づく処分等の審理手続の在り方については、情報公開制度特有の問題と捉えるか、条例で審査庁に代わる特別な審査機関を設けることが行政不服審査法上可能かどうかの問題と捉えるかなど、いくつかの考え方があり得るところ、この点について、現時点においては十分な集積が得られておらず、また、個人情報保護法の令和3年改正の施行後の状況も踏まえる必要があることから、今後、改めて実態を見極めつつ、検討を深めることが適当であると考えられること等が示されたことを踏まえ、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方について引き続き検討を行うこととする。 <p>なお、検討会の最終報告を踏まえ、当面の措置として、簡易迅速な権利利益の救済の観点から、運用上の工夫（審査庁における審理手続を情報公開審査会等における調査審議の中で実施するよう促す等の対応）を令和4年6月28日に整備・配布した事務取扱ガイドライン等において示しており、実質的には地方の提案について実現している。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○令和元年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 元年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|-------------|--|---|
| 3 | <p>認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化 (私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査)</p> | 文部科学省、厚生労働省 | <p><令元> 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、調査に関する様式の共通化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <p>令和3年度に実施する調査では、私立の幼保連携型認定こども園について、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の最終年度である令和2年度の事業成果が反映される年であり、3か年を通じての成果を検証するにあたっては、調査時点の変更によって正確な事業成果の把握が困難になることから、調査の時点については統一に至らなかった。また、令和4年度以降についても、上記対策に続く新たな取組として、令和3年度から令和7年度の5か年を対策期間とした「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が策定されており、今後も継続した事業成果の把握を行う必要があることから、調査時点の統一は困難であるとの結論を得た。</p> <p>調査時点の統一が困難であったため、内容(様式)の統一までには至らなかったが、令和4年度以降に実施する調査については、先般、こども家庭庁設置法案が成立したこと及び幼保連携認定こども園の所管がこども家庭庁に移管されることを考慮しつつ、令和3年度で調査依頼時期を統一したことを踏まえて、引き続き、文部科学省と厚生労働省の調査内容(様式)の統一に向けた検討を行い、令和4年度中に結論を得る。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○令和2年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 2年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|---------------------------|---|---|
| 4 | <p>小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し (受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用) (児童福祉法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p> | デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省 | <p><令2> 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（児童福祉法19条の3第7項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証（児童福祉法19条の3第7項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和4年夏までに結論を得るとともに、当面の措置として、当該区分の保険者への確認等に係る地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和3年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <p>小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した所得区分の確認等による事務の簡素化について引き続き検討し、令和4年夏までに結論を得る予定。</p> <p>また、当面の措置として、地方公共団体から保険者への所得区分照会事務に係る負担軽減に資するよう、確認様式や保険者への送付方法等の簡素化を、関係各所と調整がつき次第行うこととした。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 2年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---------------------------------------|-------|---|---|
| 5 | 国民健康保険資格の職権喪失処理に係る手続の見直し (国民健康保険法) | 厚生労働省 | <p>市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報（以下この事項において「資格重複情報」という。）を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。 資格重複情報により被保険者資格の喪失処理手続を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 | <ul style="list-style-type: none"> [措置済み] 資格重複状況結果一覧により対象者を抽出し、被保険者資格の喪失処理手続を進めることについて、複数の市区町村に対し資格重複状況結果一覧の活用状況等に関するヒアリングを実施し、当該ヒアリング結果を踏まえ、資格重複状況結果一覧を活用した職権による喪失処理に関する具体的な方法を検討しているところであり、令和4年中に結論を得る予定。 |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 2年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|---------------------------|--|---|
| 6 | <p>指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律)</p> | デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省 | <p><令2> 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、<u>令和4年夏までに結論を得るとともに、当面の措置として、当該区分の保険者への確認等に係る地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和3年度中に結論を得る。</u> <u>これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等について、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証への所得区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について引き続き検討し、令和4年夏までに結論を得る予定。 また、当面の措置として、地方公共団体から保険者への所得区分照会事務に係る負担軽減に資するよう、確認様式や保険者への送付方法等の簡素化を、関係各所と調整がつき次第行うこととした。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 2年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|-------|---|--|
| 7 | <p>指定難病の医療受給者証の負担上限月額決定方法の見直し （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）</p> | 厚生労働省 | <p><令2> 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、<u>令和4年夏までに結論を得るとともに</u>、当面の措置として、当該区分の保険者への確認等に係る地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。</u> <u>これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等について、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証への所得区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について引き続き検討し、令和4年夏までに結論を得る予定。</p> <p>また、当面の措置として、地方公共団体から保険者への所得区分照会事務に係る負担軽減に資するよう、確認様式や保険者への送付方法等の簡素化を、関係各所と調整がつき次第行うこととした。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

II. 平成26年～令和3年の対応方針において、令和4年（度）以降に「結論を得る」等とされたもの
 ※前回会議（令和4年7月4日）までに結論を報告したものを除く。

○平成28年対応方針 ・義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 28年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|-------|---|---|
| 8 | 放課後児童支援員 認定資格研修の受 講科目等見直し (児童福祉法) | 厚生労働省 | <p><平28> (vi) 放課後児童支援員認定資格研修（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条3項。以下「認定資格研修」という。）の実施等については、以下のとおりとする。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間（同省令附則2条）を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</p> <p><平29> (iv) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・認定資格研修の経過措置については、当該研修の受講状況を踏まえ、経過措置期間終了後も継続した放課後児童クラブの実施体制が維持されることを念頭に、今後経過措置期間をどのように扱うかを含め検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | 次頁のとおり |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 28年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|-------|---|--|
| 8 | (続き) 放課後児童支援員 認定資格研修の受 講科目等見直し (児童福祉法) | 厚生労働省 | <p><平30></p> <p>(i) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。</p> <p>なお、<u>施行後3年を目途として</u>、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から<u>検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>施行後3年(令和4年度中)を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○平成29年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 29年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|-------|--|--|
| 9 | 放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和 (児童福祉法) | 厚生労働省 | <p><平29></p> <p>・「放課後子ども総合プラン」（平26文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><平30></p> <p>(i) 放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号）に従事する者及びその員数（34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <p>施行後3年（令和4年度中）を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 29年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|-------|---|--|
| 10 | 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化 (児童福祉法) | 厚生労働省 | <p><平29> (iii) 放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><平30> (i) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、<u>施行後3年を目途として</u>、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から<u>検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>施行後3年(令和4年度中)を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 29年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|-------|---|--|
| 11 | <p>児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和 (児童福祉法)</p> | 厚生労働省 | <p><平29> ・認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</p> <p><平30> (i) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、<u>施行後3年を目途として</u>、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から<u>検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>施行後3年(令和4年度中)を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 29年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|----------------------------|-------|---|--|
| 12 | 放課後児童支援員の配置数の緩和 (児童福祉法) | 厚生労働省 | <p><平29> ・放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条1項）の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><平30> （i）放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号）に従事する者及びその員数（34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、<u>施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>施行後3年（令和4年度中）を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○平成30年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 30年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|-------|--|--|
| 13 | 放課後児童健全育成事業の基礎資格に係る事務経験（総勤務時間数）の見直し （児童福祉法） | 厚生労働省 | <p>（i）放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号）に従事する者及びその員数（34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。</p> <p>なお、<u>施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>施行後3年（令和4年度中）を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 30年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|-------|---|--|
| 14 | 放課後健全育成事業に係る放課後児童支援員の資格要件の対象者の拡大 (児童福祉法) | 厚生労働省 | <p>(i) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。</p> <p>なお、<u>施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>施行後3年(令和4年度中)を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 30年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|-------|--|---|
| 15 | 一時預かり事業 (幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大 (教育職員免許法) | 文部科学省 | <p><平30> (v) 幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習(9条の3第3項)の受講対象の拡大については、幼稚園型の一時的預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時的預かり事業をいう。)に従事する者に関して調査・検討を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令元> (iii) 幼稚園型の一時的預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時的預かり事業をいう。)に従事する者に関して、幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習(教育職員免許法9条の3第3項)の受講対象となる者を拡大することについては、中央教育審議会での議論等も踏まえ検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> (iii) 幼稚園型の一時的預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時的預かり事業をいう。)に従事する者に関して、幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習の受講対象となる者(9条の3第3項)を拡大することについては、中央教育審議会での議論等も踏まえ検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>令和4年5月11日「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立。令和4年7月1日以降は、教育免許更新制を発展的に解消することとなり、令和4年7月1日時点で有効な免許状(7月1日以降に免許状の修了確認期限又は有効期間の満了の日を迎えるもの、旧免許状で休眠状態のもの)については、免許状更新講習の受講や免許の更新手続きの必要がなくなる。また、失効中の免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請を行うことで、免許状更新講習の受講や更新手続きの必要がなくなる。</p> <p>上記の内容については、施行通知を発出した。(「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について」(令和4年6月21日付け4文科教第444号文部科学省事務次官通知))</p> <p>第208回国会において成立した「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」に基づく、教員免許更新制発展的解消後の円滑な事務処理に向けて、課題が見受けられれば随時対応していく。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○令和元年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 元年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|-------|---|--|
| 16 | 後期高齢者医療保険料の特別徴収対象年金の優先順位の見直し (高齢者の医療の確保に関する法律) | 厚生労働省 | 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、 <u>令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | 年金保険者や各保険料等の担当部局とともに特別徴収事務の改善に向けた仕組みの検討を進めており、関係省庁を含め、引き続き具体的な実現方法やスケジュールについて検討を進めていく予定。 |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 元年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|-------|---|--|
| 17 | 後期高齢者医療保険料の特別徴収開始時期に関する見直し (高齢者の医療の確保に関する法律) | 厚生労働省 | 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、 <u>令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | 年金保険者や各保険料等の担当部局とともに特別徴収事務の改善に向けた仕組みの検討を進めており、関係省庁を含め、引き続き具体的な実現方法やスケジュールについて検討を進めていく予定。 |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 元年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|-------|---|--|
| 18 | 後期高齢者医療保険料の特別徴収の金額変更に関する見直し (高齢者の医療の確保に関する法律) | 厚生労働省 | 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、 <u>令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | 年金保険者や各保険料等の担当部局とともに特別徴収事務の改善に向けた仕組みの検討を進めており、関係省庁を含め、引き続き具体的な実現方法やスケジュールについて検討を進めていく予定。 |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 元年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---------------------------------------|-------|---|---|
| 19 | 医学部の「地域 枠」入学定員（臨時定員）の継続設置 （医療法） | 厚生労働省 | <p><令元> 医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会での令和4年度以降の医師養成数に関する議論を踏まえて検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令2> 医学部における臨時定員による地域枠については、令和4年度は令和3年度と同様の方法で設定する。令和5年度以降については、「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」での議論を踏まえて検討し、令和3年春までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 医学部における臨時定員による地域枠については、以下のとおりとする。 ・令和5年度については、令和4年度と同様の方法での設定に加え、臨時定員による歯学部振替枠の廃止に伴い、同振替枠を地域の医師確保・診療科偏在対策に有用な範囲に限って地域枠臨時定員として活用することを可能とする。 ・令和6年度以降については、引き続き検討し、令和4年春までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <p>令和6年度の医学部定員については、令和4年春までを目途に検討し、結論を得ることとしていた。</p> <p>当該検討に際しては、医療計画の策定を通じた医療提供体制や医師の配置の適正化とともに検討する必要があることから、「第8次医療計画等に関する検討会」等における議論を踏まえ、令和4年秋までを目途に結論を得る予定。</p> <p>なお、令和7年度以降の医学部定員については、引き続き検討を行う。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 元年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|-------|---|---|
| 20 | <p>後期高齢者医療制度における保険料が還付となった場合の特別徴収の継続 (高齢者の医療の確保に関する法律)</p> | 厚生労働省 | <p>後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、<u>令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>年金保険者や各保険料等の担当部局とともに特別徴収事務の改善に向けた仕組みの検討を進めており、関係省庁を含め、引き続き具体的な実現方法やスケジュールについて検討を進めていく予定。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

② その他

| No. | 事項 | 関係府省 | 元年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|------|--|---|
| 21 | <p>マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった場合のシール添付対応の実施 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p> | 総務省 | <p>(ii) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平26総務省令85)29条1項)については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議)において検討することとされている券面表記の見直し等の状況を踏まえ、追記欄の拡大を含めた申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担軽減を図るための方策について検討し、令和4年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <p>マイナンバーカードの追記欄にシールを添付する対応は技術的に困難と考えている。一方で、申請者及び地方公共団体の負担軽減に資するよう交付事務の効率化のための個人番号カードの券面記載事項の変更に係る経費を補助対象とするマイナンバーカード交付事務費補助金の要綱改正を令和3年2月に行ったところ。 引き続き検討を行い、令和4年度までに結論を得る予定。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

② その他

| No. | 事項 | 関係府省 | 元年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---------------------------------------|------|--|---|
| 22 | 住宅・土地統計調査における調査表の二段階配布方式の見直し (統計法) | 総務省 | 住宅・土地統計調査における調査票の配布方法については、令和2年の国勢調査及び住宅・土地統計調査に係る令和4年に予定される試験調査の状況等を踏まえ検討し、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | 令和2年国勢調査及び令和4年6月22日付けで実施した住宅・土地統計調査試験調査の結果（現在分析中）などを踏まえた検討を行い、令和4年度中に結論を得た上で、必要な措置を講ずる。 |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○令和2年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 2年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|-------|---|---|
| 23 | 訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し (介護保険法) | 厚生労働省 | <p><令2> 指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数（74条3項1号及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令37）60条1号イ）に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。</p> <p>また、当面の措置として、指定居宅サービスの確保が著しく困難である地域等で、被保険者が指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合に支給することができる特例居宅介護サービス費（42条1項3号）について、地方公共団体が当該制度をより活用しやすくするために必要な措置を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数（74条3項1号及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令37）60条1号イ）に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。</u> <u>その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。</u></p> <p>また、当面の措置として、指定居宅サービスの確保が著しく困難である地域等で、被保険者が指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合に支給することができる特例居宅介護サービス費（42条1項3号）については、市区町村による当該制度の活用に資するよう、市区町村の意向を踏まえた対象地域の追加指定、特別地域訪問看護加算との対象地域の分離等を行う。</p> | <p>指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数に係る「従うべき基準」の見直しについては、特例居宅介護サービス費の対象地域の見直しの効果等も踏まえ、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る予定。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 2年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---------------------------------------|-----------|--|---|
| 24 | 日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ (日本赤十字社法) | 総務省、厚生労働省 | <p><令2> 日本赤十字社に対する寄附金などの現金の取扱いについては、実態調査等を行った上で、地方公共団体が当該現金を取り扱う根拠を法制的な面から検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 日本赤十字社に対する寄附金などの現金については、地方公共団体が取り扱う根拠を明確化する方向で検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>日本赤十字社において、地方公共団体における寄附金などの現金の取扱いに係る実態調査を実施し、結果の取りまとめを行った。現在、当該結果等を踏まえ、関係機関とともに、地方公共団体が寄附金などの現金を取り扱うための根拠について検討を行っており、令和4年中に結論を得る予定。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

② その他

| No. | 事項 | 関係府省 | 2年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|------|--|--|
| 25 | 普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とすること (地方自治法) | 総務省 | <p><令2> (iv) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金、分担金等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入(施行令158条)として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・金融機関の統廃合やデジタル・ガバメントの推進など、公金を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、多様な決済手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体の判断により公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とすることを含め、その在り方について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> <p><令3> (ii) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ [措置済み] ・ 令和3年4月に設置した「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」において、令和4年5月に、「公金の収入・支出委託等の制限の見直し」について方向性を提言する中間報告が取りまとめられた。当該中間報告等を踏まえ、令和4年度中に結論を得る予定。その結果に基づいて所要の措置を講ずる予定。 |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○令和3年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等

① 土地利用（農地除く）

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|-------|--|--|
| 26 | 国土利用計画法に基づく土地売買等届出制度における提出書類の簡素化（国土利用計画法） | 国土交通省 | <p>土地売買等の事後届出（23条1項）については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一団の土地について締結する複数の契約であって、地方公共団体が適切と認めるものについては、土地売買等届出書（施行規則20条1項の別記様式3）を一枚にまとめることで差し支えないことを、地方公共団体に<u>令和3年度中に通知する。</u> ・届出に係る添付書類のうち、土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図（施行規則20条2項で準用する施行規則5条2項2号）については、制度の趣旨に則った確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とする方向で、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・[措置済み] ・令和4年度の土地対策全国協議会を通じて得た地方公共団体の意見の内容を踏まえ検討し、令和4年中に結論を得る予定。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

② 農業・農地

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|-------|---|---|
| 27 | <p>市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正 (農業振興地域の整備に関する法律)</p> | 農林水産省 | <p>農用地利用計画の案に対する異議の申出(11条3項)については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>総務省主催「行政不服審査法の改善に向けた検討会」の最終報告(令和4年1月14日公表)を踏まえて改訂された「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドライン」の改正について検討を行っており、令和4年中に結論を得る予定。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

③ 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|-------|---|---|
| 28 | <p>児童福祉施設等の衛生管理に係る大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく記録事務等の簡素化 (児童福祉法及び食品衛生法)</p> | 厚生労働省 | <p>児童福祉施設等における衛生管理については、個々の現場の実態を踏まえた適切な衛生管理の推進を図るため、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」(平9厚生省生活衛生局食品保健課長)及び「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒の予防について」(平9厚生省児童家庭局企画課長)等の通知を改正し、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供するもの以外の施設に対して、地方公共団体は「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平9厚生省生活衛生局長)に限らず、厚生労働省が内容を確認した手引書等を参考に指導を行うことも可能であることを令和3年度中に明確化する。それを前提に、上記の取扱いを踏まえた児童福祉施設への指導に資する方策について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <p>「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」の一部改正について(令和4年2月7日付け薬生食監発0207第1号)を発出し、取扱いの明確化を行った。</p> <p>また、中小規模で調理を行う児童福祉施設等については、大量調理施設衛生管理マニュアルに従って衛生管理を実施する以外にも、大量調理施設衛生管理マニュアルや「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」(平成9年6月30日付け児企第16号)を参考に各施設の実態に応じ衛生管理を実施することや、厚生労働省が内容を確認した手引書を参考に各施設の実態に応じて衛生管理を実施することも可能であることを、明確化する(児童福祉施設で活用が見込まれる手引書の例示)通知を令和4年中に発出予定。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

③ 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|-----------|---|--|
| 29 | <p>障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等 （障害者基本法、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）</p> | 内閣府、厚生労働省 | <p>障害者基本計画（11条1項）の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>また、都道府県障害者計画（同条2項）及び市町村障害者計画（同条3項）については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間、変更時期及び内容を定めることが可能であることを地方公共団体に<u>令和3年度中に通知する。</u></p> | <p>障害者基本計画の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、第61回障害者政策委員会において、次期障害者基本計画の策定に係る審議の中で議論を行ったところ。</p> <p>引き続き検討を行い、令和4年度中に結論を得る予定。</p> <p>また、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画について、計画の期間、変更時期及び計画に規定すべき具体的な内容は定められておらず、各地方公共団体が地域の実情に応じて定めることが可能である旨を、地方公共団体へ通知した（令和4年3月31日付け事務連絡「障害者基本法第11条第2項及び第3項に基づく都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の策定について」）。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

③ 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|-----------|---|--|
| 29 | <p>(続き) 障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等 (障害者基本法、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p> | 内閣府、厚生労働省 | <p>(ii) 障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項）及び障害児福祉計画（児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項）については、以下のとおりとする。</p> <p>・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、<u>令和4年度に予定される基本指針（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項）の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課）の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。</p> | <p>・計画期間について、令和4年1月28日に、障害（児）福祉計画の期間に関する地方公共団体向けのアンケートを実施し、その結果も踏まえて、令和4年6月13日に開催した第132回社会保障審議会障害者部会において「…計画の期間は、アンケート結果も踏まえて3年を基本としつつ、地方自治体が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とすることとしてはどうか」等の論点を提示したところ。引き続き検討を行い、令和4年中に結論を得る予定。</p> <p>・記載内容について、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条1項及び児童福祉法第33条の19第1項）の策定の際に、簡素化する方向で検討中。引き続き検討を行い、令和4年度中に結論を得る予定。</p> <p>・基本指針の改正は令和4年度中に行い、地方公共団体に送付予定。「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」は円滑な計画作成に資するよう、地方公共団体の計画策定状況を踏まえて令和5年度の早期に地方公共団体へ送付予定。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

③ 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|-------------------------------------|------|--|--|
| 30 | 児童手当交付金の実績報告における精算手続の簡素化 (児童手当法) | 内閣府 | 児童手当交付金の確定に伴う追加交付額及び返還額については、子ども・子育て支援勘定業務関連システムで財源等の区分に応じて算出されるよう、当該システムを改修する方向で検討し、 <u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | 第二期政府共通プラットフォームへの移行や児童手当の制度改正、こども家庭庁への移行等、本システムに影響しうる事情を考慮しつつ、令和4年中に結論を得るべく当該システムを改修する方向で検討を行っている。 |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

③ 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|-------|---|--|
| 31 | <p>都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止 (安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律)</p> | 厚生労働省 | <p>都道府県献血推進計画（10条5項）については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、<u>都道府県に令和3年度中に通知する。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について、令和4年7月28日に令和4年度第1回の薬事・食品衛生審議会血液事業部会献血推進調査会を開催し、検討を開始したところ。 引き続き、令和4年度中に結論を得るべく検討を進める。 ・ [措置済み] |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

③ 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|-----------------|--|--|
| 32 | 市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法の見直し（子ども・子育て支援法） | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | <p>市町村子ども・子育て支援事業計画（61条1項）における量の見込みの算出方法については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、<u>令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨の明確化については「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（令和4年3月18日事務連絡）にて通知済み。</p> <p>アンケート調査以外の手法を例示すること等については、引き続き検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

③ 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--------------------------------------|-------|--|---|
| 33 | 要介護・要支援認定の有効期間の延長及び手続の見直し (介護保険法) | 厚生労働省 | 新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間（施行規則38条）及び要支援認定有効期間（施行規則52条）の延長については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | 新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の延長については、令和3年度の新規申請・区分変更申請に係るデータを収集中。その結果等を踏まえ、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る予定。 |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

③ 医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|-------|---|---|
| 34 | 介護認定審査会を簡素化して実施する場合における通知の省略 (介護保険法) | 厚生労働省 | 介護認定審査会における審査及び判定(27条4項及び32条3項)に係る事務については、市区町村における事務の実態を踏まえつつ、社会保障審議会の意見を聴いた上で市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | 介護認定審査会における審査及び判定に係る事務については、市区町村における事務の実態把握を行うため、委託事業等を活用して全保険者に対してアンケート調査を実施した。その結果を踏まえ、社会保障審議会の意見を聴いた上で市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る予定。 |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

④ 雇用・労働

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|-----------------|--|--|
| 35 | 職業能力開発校における留学生の受入及び修了後における当該留学生の在留資格について「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること (出入国管理及び難民認定法、職業能力開発促進法) | 法務省、文部科学省、厚生労働省 | <p>職業能力開発校（職業能力開発促進法15条の7第1項1号）において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研修」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）別表1の4）が付与され得ることを明確化し、<u>地方公共団体に令和3年度中に通知する。</u> ・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が入管法別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするについて検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号（「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」（平6文部省告示84））を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していると認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格（入管法別表1の2）をもって在留を可能とすることについて検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | <p>・ [措置済み] （「職業能力開発校において普通職業訓練を受ける外国人に係る在留資格上の取扱について」（令和4年3月30日付け開政発0330第1号厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策参事官通知））</p> <p>・ 令和4年中に結論を得るべく関係府省と検討中。 今後、職業能力開発校が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするについて、令和4年10月までに関係府省間で協議を行い、令和4年中に結論を得る。</p> <p>・ 令和4年中に結論を得るべく関係府省と検討中。 今後、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって在留を可能とすることについては、前項の結論を踏まえて関係府省間で協議を行い、令和4年中に結論を得る。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

⑤ 教育・文化

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|----------------------------------|-------|--|---|
| 36 | 広域通信制高等学校の学則変更手続きの簡素化 (学校教育法) | 文部科学省 | <p>広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可（施行令23条1項11号）については、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担軽減の観点も踏まえ、届出とすることを検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>現在、「「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議」において、学則変更のうち、通信制高等学校の教育の質の確保・向上とは直接的に関わらない事項（賞罰や寄宿舎に関する事など）は届出事項とする見直しの方向性で議論がなされているところ。当該会議での検討を踏まえ、令和4年度中に結論を得る予定。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

⑥ 環境・衛生

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|---------------|---|---|
| 37 | <p>食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置の拡充 （食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）</p> | 農林水産省、 環境省 | <p>食品関連事業者（2条4項）の委託を受けて食品循環資源（同条3項）の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例（21条）については、市区町村の許可に係る事務負担の軽減及び当該事業者に求められる目標設定等の負担も考慮し、食品関連事業者の対象範囲の拡大について、関連する事業者等の意見も踏まえて検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>食品関連事業者の対象範囲の拡大について、今後、有識者の意見を聴取する予定であり、その内容等を踏まえて、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

⑥ 環境・衛生

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|------|---|--|
| 38 | <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）</p> | 環境省 | <p>都道府県分別収集促進計画（9条1項）については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、<u>都道府県に令和3年度中に通知する。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 具体的には、第10期（令和5～9年）の分別収集促進計画の策定期限を8月15日としているため、当該計画の策定に係る事務の実態について、9月～10月頃に調査を行う予定である。 ・ [措置済み] （「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく都道府県分別収集促進計画の策定の留意事項について」（令和4年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長事務連絡）） |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

⑥ 環境・衛生

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|------|---|---|
| 39 | <p>特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止 (ダイオキシン類対策特別措置法)</p> | 環境省 | <p>大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者がダイオキシン類による汚染の状況についての測定を行ったときの都道府県知事等への結果報告義務（28条3項）及び当該報告を受けた都道府県知事等による結果公表義務（28条4項）については、令和6年度に運用開始を予定している電子システムの在り方を踏まえつつ、事務負担を軽減する方向で検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>ダイオキシン類対策特別措置法に基づく手続の電子システム化について、令和4年中に結論を得られるよう検討している。 検討結果に基づき、令和5年度中に、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく手続を電子システムによって実施できるよう電子システムの構築を行う。また、当該手続の電子システムによる実施開始までに、電子システム化に必要な省令改正を実施する。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

⑥ 環境・衛生

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|-------|---|---|
| 40 | 調理師法に基づく調理師業務従事者届制度の義務付けの廃止又は事務負担の軽減 (調理師法) | 厚生労働省 | 調理の業務に従事する調理師の届出（5条の2第1項）については、令和4年度の次回届出までに省令を改正し、本籍地都道府県名の記載を削除する。また、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において検討することとされている国家資格証のデジタル化の状況を踏まえて、調理師の届出に関する手続きのオンライン化に向けて検討を行い、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | 調理師業務従事者届の手続きのオンライン化について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において「社会保障等以外の国家資格等に係る手続きについても…令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続きにおける添付書類の省略を目指す」とされたことに基づき、令和4年度中に結論を得られるように引き続き検討を進める。 |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

⑦ 産業振興

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|--|--|--|
| 41 | <p>中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定権限及び経営力向上計画に係る認定権限の移譲 (中小企業等経営強化法)</p> | <p>警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省</p> | <p>事業分野別指針(16条1項)に関し、当該指針が定められていない事業分野については、複数の都道府県が加入する広域連合及び都道府県の意見を踏まえつつ、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に係る事業分野別指針に関するアンケート調査を行う(調査の依頼を8月1日に発出、8月26日提出期限で実施予定)。その上で、当該指針が定められていない事業分野に関し、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

⑧ 消防・防災・安全

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|------|---|--|
| 42 | 管理不全空家の所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大 (戸籍法) | 法務省 | 市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることについて検討し、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | 現在、措置を講ずる前提となるシステム(令和5年度末に稼働予定)について開発中。提案の趣旨を踏まえ、令和4年度第2四半期以降、当該システムへの影響等を含めて検討し、令和4年度中に結論を得る予定。 |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

⑧ 消防・防災・安全

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|-------|---|--|
| 43 | <p>バルクローリーに係る許可等の一本化 (高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)</p> | 経済産業省 | <p>バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可（高圧ガス保安法5条1項）及び充てん設備の許可（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項）等に係る事務手続の合理化については、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>令和4年3月に、全ての都道府県及び指定都市に対し、バルクローリーに関する高圧ガス保安法及び液石法に基づく事務の実態について、調査を実施した。当該調査結果では、許可の一本化が必要という意見や、一方で、許可制度の趣旨・目的が異なる2法令の許可を一本化することを懸念し、手続の合理化が必要という意見があった。こうした意見を踏まえ、令和4年度委託事業を4月から実施しているところであり、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

⑨ その他

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|------|---|--|
| 44 | 子ども・子育て支援交付金実績報告に係る手続の簡素化及び市町村から都道府県に対する提出期限の見直し（子ども・子育て支援法） | 内閣府 | <p>子ども・子育て支援交付金の交付申請に係る実績報告については、報告書を作成する市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告様式への入力事務を効率化するため、令和4年度中に報告様式を改善する。 ・ 市町村から国への報告様式と、市町村から都道府県への報告様式を統一することについては、令和3年度中に地方公共団体の実態を調査し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・ 市町村から都道府県への提出期限の延長については、都道府県への影響を踏まえつつ検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村から国への報告様式と、市町村から都道府県への報告様式を統一することについては、令和4年3月に市町村から都道府県への報告様式にかかる実態調査を行い、調査結果を取りまとめたところ。報告様式の統一の可否等について令和4年中に検討を行い、所要の措置を講ずる。 ・ 市町村から都道府県への実績報告提出期限の見直しについては、関係省庁と相談しながら、都道府県に与える影響も踏まえつつ、令和4年中に検討を行う。 |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

⑨ その他

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|-------------------|--|--|
| 45 | <p>国税徴収法又は地方税法に基づく徴収職員等への日本郵便株式会社が保有する郵便転送情報の提供を可能とすること (郵便法、地方税法、国税徴収法、個人情報の保護に関する法律)</p> | 個人情報保護委員会、総務省、財務省 | <p>地方税に関する調査について必要があるときに行う事業者等への協力要請（地方税法20条の11（同法に基づき国税徴収法に規定する滞納処分の例によって行われる協力要請を含む。））として徴税吏員が日本郵便株式会社に郵便の転送情報の提供を求める場合の取扱いについては、郵便法8条2項に定められた郵便物に関して知り得た他人の秘密に係る守秘義務に留意しつつ、当該情報提供の可否について検討し、<u>令和4年夏までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>令和3年10月に立ち上げた「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」にて、提案団体である青森県階上町にヒアリングを実施するなど、税の滞納者に係る転居情報の地方自治体への提供可否や、提供が可能となる条件等について検討したところ。</p> <p>検討会での議論を踏まえ、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号）の解説に、郵便物に関して知り得た他人の秘密の第三者提供が可能となる事例として税の滞納者に係る転居情報を提供する場合を追記した（令和4年7月29日）。</p> <p>今後、関係団体との協議の場において、具体的な運用について調整を行う予定。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

⑨ その他

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|---------------|---|--|
| 46 | <p>税務署からの住民税課税情報等の照会対応に係る事務負担の軽減 (国税徴収法、国税通則法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p> | デジタル庁、総務省、財務省 | <p>税務署から地方公共団体への住民税課税情報等の照会（国税徴収法146条の2並びに国税通則法74条の12第1項及び2項）については、令和8年度に予定している国税情報システム（国税総合管理（KSK）システムと国税電子申告・納税システム（e-Tax））及び地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>国税及び地方税の連携の推進について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において「令和8年度（2026年度）に予定している国税情報システム…及び地方税のオンライン手続のためのシステム…の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、費用対効果を考慮した上で、国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化を目指す」とされていることに基づき検討を進めており、令和4年中に結論を得る予定。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

⑨ その他

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|--|---------|---|---|
| 47 | <p>選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録されていない外国に住所を有する者への在外投票に係る取扱いの適正化 (公職選挙法)</p> | 総務省、外務省 | <p>一時帰国により在外選挙人名簿に登録されている者を当該名簿から抹消した場合における市町村（特別区を含む。）の選挙管理委員会による通知（施行令23条の14第1項）を受け取った場合の在外公館の対応については、在外選挙人に対する抹消の事実の周知を図るため、在外選挙事務処理要領を改訂し、その留意事項を在外公館に周知する。 [措置済み（令和3年9月27日付け大臣発各在外公館長宛公電）]</p> <p>また、在留届を管理するための領事業務情報システムについては、在外選挙人証等受渡簿（施行令23条の10）の各在外公館間における情報共有が可能となるよう当該システムの改修について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>在留届を管理するための領事業務情報システムについては、在外選挙人証等受渡簿（施行令23条の10）の各在外公館間における情報共有を可能とするシステム改修が可能か否かにつき検討中であり、引き続き領事業務情報システムの改修につき検討し、令和4年度中に結論を得る。</p> |

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

⑨ その他

| No. | 事項 | 関係府省 | 3年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 |
|-----|---|------|---|---|
| 48 | <p>公益認定等総合情報システム (PICTIS)における入力方法等の見直しを通じた事務負担軽減 (公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律)</p> | 内閣府 | <p>財産目録等の提出(22条)において利用される公益認定等総合情報システムについては、都道府県の事務負担を軽減するため、都道府県からの意見聴取を行った上で、機能改善及び費用分担について検討を行い、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>本件提案の求める措置を実現するには、システム改修が必要となるため、現行システムの開発・運用業者にシステム改修費用の見積を依頼し、積算結果が出たところ。今後、令和4年9月から12月に開催予定のブロック会議等を通じて、都道府県に対し、対応策及び費用分担等について意見聴取を行い、その結果も踏まえて令和4年中に結論を得る予定。</p> |